

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化という目標を中長期的に達成していくためには、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対し、一層の経営の透明性を確保しながら、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立するとともに、適法、健全かつ公正な経営を実現することが重要であると考え、コーポレートガバナンス・コードを原則として実施し、コーポレート・ガバナンスの強化及び経営上の組織体制の整備や必要な施策の実施に努めております。

コーポレート・ガバナンスが有効に機能するためには、その要である株主の権利を尊重し、その権利を行使しやすい環境を整える必要があります。また、株主が持分に応じて平等に扱われることは、コーポレート・ガバナンスの重要な要素であり、当社の役員や従業員、支配株主などの会社関係者が株主の利益に反する取引を防止する体制を整備すると同時に、迅速かつ正確な情報開示を行うことが、資本市場に対する信頼を維持する上でも不可欠であると考えております。

さらに、コーポレート・ガバナンスにおいては、一般株主と利益相反の生じない当社から独立した立場での当社の経営に対する監視が重要と考えており、経営の意思決定機能を有する取締役会に対し、取締役3名を社外取締役、監査役3名を社外監査役とし、監督及び監査の環境を整備することで経営への監視機能を強化しております。また、取締役会及び監査役会による経営の監督、監査機能を充実させ、経営者の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを評価し、これを経営者の選解任や報酬に反映するなどの方法で会社と経営者の利益相反を防止し、適切な監督機能が発揮される監視体制及び内部統制等の体制を整備しております。

以上の基本方針及び施策により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能し、株主をはじめとするステークホルダーの利益にかなう企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使のための環境作り】

当社では、機関投資家や海外投資家が議決権を行使しやすい環境作りが必要であると認識しております。

議決権の電子行使については、現状対応できておりませんが、議決権電子行使プラットフォームの利用を次期定時株主総会に実施できるよう検討していきます。また、招集通知の英訳については、東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページに開示しております。

招集通知(英訳) <http://ir.ohsho.co.jp/kabunushi/meetinginfoen.html>

【補充原則4-11-3 取締役会の評価】

当社では、平成28年度以降、社外取締役や監査役会を中心として、前年度の取締役会の運営に関し、取締役会の実効性の分析・評価を実施し、その評価の報告を踏まえ、取締役会がその機能を最大限に発揮できるよう体制の整備の改善及び強化を図ってまいります。毎事業年度における評価の結果及び改善・強化の方向性についてはその概要を公表する予定です。なお、評価項目、分析・評価方法の詳細に関しては、平成27年度中に取締役会において審議をし、決定いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、政策保有株式について、取引関係等の維持・強化等その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としています。保有に当たっては、以下の事項を総合考慮し、取引関係等の維持・強化等が当社業績に寄与するか等保有する意義を個別銘柄ごとに定期的に検証して、その意義が乏しいと判断される銘柄については、売却を行います。

- 1 当社との良好な取引関係を維持発展させること
- 2 当社が事業を行う地域経済との関係を維持発展させること
- 3 当社の経営全般にわたりリサーチ&コンサルティングの提供を受けており、関係強化が当社にとって重要であること
- 4 当社の財務体質の健全化の観点で安定的な資金提供を受けており、関係強化が当社にとって重要であること

(2) 政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案の内容を精査し、当社及び取引先の企業価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引を行う際の枠組み】

当社では、当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、会社及び株主共同の利益を害することがないよう、取締役会での審議・決議を必要としております。

関連当事者の競業取引及び利益相反取引に係る取締役会決議に当たっては、第三者との取引条件との乖離がないよう、その取引の重要性、取引を行うことによるリスク等を総合的に勘案し、取引の可否を判断するとともに、取締役会にて継続的にモニタリングを行います。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「顧客満足の創造」と「全従業員の幸せ実現」を掲げた経営理念を制定し、当社ホームページにて公表しております。

また、中期経営計画は5月開催の決算説明会資料にて開示しており、当社ホームページにて公表しております。

経営理念 <http://ir.ohsho.co.jp/kigyoun/concept.html>

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

コーポレートガバナンスの基本的な考え方 <http://ir.ohsho.co.jp/toushika/governance.html>

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、企業価値向上に資するための報酬体系を原則としつつ、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性等を考慮して適切な水準を定めることを基本方針としております。

執行役員の報酬額は、報酬諮問委員会において審議し、取締役会にて決定しております。

また、取締役及び監査役の報酬の総額は、それぞれ株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当ては、取締役報酬については社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、意思決定と業務執行の分離と責任の明確化を目的として執行役員制度を導入しており、取締役候補及び執行役員の指名に当たっては、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会で審議することで、公正かつ透明性の高い手続きを行っております。

監査役候補の指名に当たっては、取締役会による意思決定及び監督状況並びに各取締役の業務執行を当社から独立した立場で監査するために、監査役は社外監査役とし、監査役会にて決定しております。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役・監査役候補の選任理由は、選任議案を上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。また、取締役・監査役の選任・指名については、「株主総会招集ご通知」の参考書類に個人別の経歴を示しております。

「株主総会招集ご通知」は当社ホームページにて公表しております。

株主総会招集ご通知 <http://ir.ohsho.co.jp/kabunushi/meetinginfo.html>

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社は、経営の意思決定及び監督を取締役に、その意思決定に基づき経営会議、執行役員、各会議を設け、経営の意思決定と業務執行を分離しています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、会社の重要事項を決定しています。

経営会議は、代表取締役社長が議長となり、取締役会が指名した執行役員等で構成し、取締役会で決定した方針に基づいた当社経営及び各業務運営管理に関する業務執行方針を協議もしくは審議します。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、取締役会による経営に対する監督機能の強化を図るため、独立性を確保した、会計士、弁護士、特定社会保険労務士の独立社外取締役を3名選任しております。また、全取締役8名中3名が独立社外取締役であり、取締役会において、独立した立場で、各々の専門分野の知見に基づいた意見を自由闊達に述べることができる体制を整えております。

また、当社は3分の1以上の独立社外取締役を選任しており、取締役会の傘下に、社外取締役会を設置しております。さらに、取締役、監査役、執行役員の人事に関する指名諮問委員会、取締役、執行役員の報酬に関する報酬諮問委員会を設置、いずれも委員長を社外取締役とし、業務執行者に対する実効的な監督機能を確保しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、一般株主と利益相反の生じない、当社から独立した立場で当社の経営に対する監督を行い、常に一般株主の利益を意識した観点から意見を述べられると判断した人物を独立役員として指定しております。

具体的な独立基準は次のとおりであります。

- 1 当社の業務執行取締役、執行役員及び従業員で、過去に一度でも当社に所属していない者
- 2 年間取引金額が当社売上高又は相手方の連結売上高の1%を超える当社の販売先又は仕入先等の業務執行者でない者
- 3 当社の事業年度末において、議決権ベースで5%以上を保有する大株主またはその業務執行者でない者
- 4 当社の事業年度末において、議決権ベースで5%以上を保有する出資先の業務執行者でない者
- 5 当社が借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において、当社の総資産又は当該金融機関の連結総資産の3%を超える金融機関の業務執行者でない者
- 6 当社が過去10年間に於いて1千万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者でない者
- 7 当社から役員報酬等以外に年間1千万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、若しくはそれらの法人並びに団体等に属している者、会計監査人又は顧問契約先でない者

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役を8名、監査役3名とし、うち社外取締役が3名、監査役は全員社外監査役であります。当社の業務、経営に精通した社内取締役と、会計士、弁護士、社労士など専門知識を持った社外取締役をバランスよく起用し、経営の透明性の確保、めまぐるしく変化する経営環境の変化や多様性へ対応することを可能としております。また、社外監査役には税理士や弁護士など高い見識と豊富な経験を有する人材を起用し、独立した立場で取締役会の監督と経営への意見を述べる体制を整えております。

取締役の選任については、上記を踏まえて、指名諮問委員会において選任しております。

【補充原則4-11-2 取締役の兼任状況】

当社は、社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況を、株主総会招集ご通知等の開示書類において毎年開示しております。

なお、社外取締役及び社外監査役全員は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、その業務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3 取締役会の評価】

前述「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載しております。

【補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、全役員がその機能を十分果たすことを可能とするため、eラーニング等を活用した知識習得の機会を提供するとともに、社外役員に対しては、当社の経営と業務についての理解を深めるための情報提供を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、株主総会においては、株主と直接対話できる質疑応答の時間を重視し、十分な時間を確保し

ております。また、決算説明会は東京と大阪でそれぞれ年2回開催し、より多くの投資家等に対して当社の経営方針や経営計画を説明する機会を設けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アサヒビール株式会社	2,053,700	8.81
ジャパンフードビジネス株式会社	1,400,000	6.01
アリアケジャパン株式会社	1,100,000	4.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	786,500	3.37
加藤 梅子	611,508	2.62
加藤 ひろみ	602,858	2.58
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	548,500	2.35
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	528,000	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	516,100	2.21
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	350,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田 直子	その他											
稲田 旭彦	公認会計士											
渡邊 雅之	弁護士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 直子	○	——	池田直子氏は、特定社会保険労務士としての専門的な知識・経験を有しており、当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、当社経営の監督に生かされると判断し、社外取締役として就任いただいております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、また当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしております。 なお、同氏は株式会社あおぞらコンサルティングの代表取締役を務めておりますが、同社と当社の間には顧問契約はなく、平成26年度の取引額は1,000万円未満(取引額なし)であります。 上記を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるお

			それのない社外取締役と判断し、同氏を独立役員に指定しております。
稲田 旭彦	○	——	稲田旭彦氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計の専門的見地から、当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、当社経営の監督に生かされると判断し、社外取締役として就任いただいております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、また当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしております。 なお、同氏は稲田旭彦公認会計士事務所の代表を務めておりますが、同社と当社の間には顧問契約はなく、平成26年度の取引額は1,000万円未満(取引額なし)であります。 上記を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、同氏を独立役員に指定しております。
渡邊 雅之	○	——	渡邊雅之氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、当社経営に対する積極的な提言を得られるとともに、当社経営の監督に生かされると判断し、社外取締役として就任いただいております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当せず、また当社の定める社外取締役の独立性判断基準を満たしております。 なお、同氏は弁護士法人三宅法律事務所のパートナーを務めておりますが、同社と当社の間には顧問契約はなく、平成26年度の取引額は1,000万円未満(取引額なし)であります。 上記を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役と判断し、同氏を独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	6	0	3	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。「指名諮問委員会」は取締役の選任及び解任方針の策定と候補者の選定等を行います。「報酬諮問委員会」は取締役の報酬に関する方針の策定と報酬水準及び査定、報酬額の審議等を行います。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査を実施している監査室は監査役会又は常勤監査役を通じて各監査役に監査結果をしており、また、四半期ごとに監査役、会計監査人及び監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等に報告を受けるとともに情報交換を行っております。このように三者間の連携を行い、監査役に十分な情報が提供できるよう努めるとともに監査役監査、会計監査及び内部監査が実効的に行われる体制を整備しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 豊	他の会社の出身者													
中谷 健良	税理士													
木曾 裕	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 豊		_____	中村豊氏は、これまで培ってきたビジネス経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場に立って、当社の監査業務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として就任いただいております。 また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない当社から独立した立場で当社の経営に対する監査を的確に行っており、同氏を独立性のある社外監査役と判断しております。
中谷 健良		_____	中谷健良氏は、税理士としての専門的な知識・経験を有しており、客観的かつ独立した公正な立場に立って、当社の監査業務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として就任いただいております。 また、同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのない当社から独立した立場で当社の経営に対する監査を的確に行っており、同氏を独立性のある社外監査役と判断しております。
木曾 裕	○	_____	木曾裕氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、客観的かつ独立した公正な立場に立って、当社の監査業務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として就任いただいております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準に該当しておりません。

		なお、同氏は弁護士法人北浜法律事務所のパートナーを務めておりますが、同社と当社の間には顧問契約はなく、平成26年度の取引額は1,000万円未満（取引額なし）であります。上記を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役と判断し、同氏を独立役員に指定しております。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

取締役及び執行役員の報酬は、中長期の業績を反映させ、業績及び株式価値を連動させることにより、業績向上、企業価値の向上への貢献意欲を高める観点から、月額報酬の一定額を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成27年3月期における役員区分ごとの報酬等の内容は、以下のとおりであります。						
	報酬額の総額	基本報酬	賞与	退職慰労金	弔慰金	対象人数
取締役 (社外取締役を除く)	365百万円	189百万円	76百万円	—	100百万円	12名
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	29百万円	26百万円	3百万円	—	—	5名
上記以外に使用人兼務取締役に対する使用人給与(賞与含む)5名、85百万円を支給しております。						

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役が期待される役割を果たすために、経営上の重要な情報を適時適切に提供しております。
具体的には取締役会へ提供される資料の充実に努め、また、監査室の監査結果、監査役会からの意見及び会計監査人の監査結果等の情報を提供することとしております。
社外監査役には、監査の有効性を高めるため、当社では監査意見の形成に資する情報を適時、適切に提供しております。
具体的には、常勤監査役が監査役会を通じて監査情報を共有しており、また各部門が構築した内部統制を独立的評価した監査室が監査役会又は常勤監査役を通じて各監査役に情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人及び監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。その他、必要に応じてアドバイスが受けられるよう弁護士事務

所等と顧問契約を結び、リスク管理の向上を図るとともに各監査役の求めに応じて必要な情報は提供する体制を取っており、適切な監査判断が行える環境を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 取締役・取締役会

取締役会は社外取締役3名を含む8名で構成されており、経営の意思決定及び監督と業務執行を分離する事を目的とし、執行役員としての業務執行責任を明確にする中で、業務執行責任において組織運営の効率化、意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。また、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置しております。「指名諮問委員会」は取締役の選任及び解任方針の策定と候補者の選定等を行います。「報酬諮問委員会」は取締役の報酬に関する方針の策定と報酬水準及び査定、報酬額の審議等を行います。なお、当社は定款で取締役は10名以内とし、選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定めております。また、取締役の解任決議要件を定款で議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上をもって行うと定めているとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、当該取締役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。

取締役会の意思決定機能を確実なものとし、経営環境の変化に機敏に対応できる体制の強化に努めております。まず、当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。また、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。その他、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

取締役会は毎月1回以上開催し、代表取締役社長が議長となり、法令、定款及び社内諸規程に従って、経営方針をはじめとする経営上の重要事項を決定するとともに、執行役員の職務執行の監督を実施しております。また、月次の業績状況等の報告が行われるとともに、重要事項の議論を行っており、監査役3名が出席して取締役会の意思決定及び監督状況並びに各執行役員の業務執行をチェックするとともに必要に応じて意見を述べます。

2. 経営会議

取締役会での意思決定を迅速に行い、また、取締役会で決定された経営方針に基づく業務執行方針を決定し、協議する機関として代表取締役社長を議長とする経営会議を設置し、毎月1回以上開催します。代表取締役社長は、業務の執行状況を監督するとともに経営会議における審議または報告の概要を取締役に報告いたします。

3. 監査室

内部監査を実施する部門として他の部室から独立した取締役会直轄の監査室を設置しております。。内部監査は全ての直営店舗、工場、本社及び子会社を対象としております。監査室は事業年度開始時に内部監査計画を作成し、金銭類の取扱、安全衛生、コンプライアンス等の監査を実施し、監査結果を代表取締役社長へ報告するとともに、業務の改善に向けた具体的な助言・勧告及び各部門の改善に向けた取り組みの確認を通じて業務改善に係る指導を行っております。また、内部監査においては、各部門が構築した内部統制の独立的評価を行い、監査役に監査結果を報告するなど緊密に連携を図っており、有限責任監査法人トーマツとも連携をとりながら監査を実施しております。

4. 監査役・監査役会

当社の監査役会は3名で構成されておりますが、取締役会による意思決定及び監督状況並びに各執行役員の業務執行を当社グループから独立した立場で監査するために当社の監査役は3名とも社外監査役としております。内1名が常勤であり、非常勤監査役の内1名が税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役は取締役会に出席し、取締役会の意思決定及び監督状況並びに各執行役員の業務執行をチェックするとともに必要に応じて意見を述べます。なお、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めているとともに、監査役との間で責任限定契約ができる旨を定款で定めております。当社は、監査役全員と会社法第427条第1項の規定により、当該監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。3名の社外監査役は原則毎回取締役会に出席することとしており、取締役会では必要に応じて取締役と意見交換を行い、経営諸施策についても発言機会を持つなど、社外監査役による経営上の監視等を行っております。

監査役会は毎月1回以上開催され、監査計画の立案、監査の分担及び監査結果の確認・審議等を行っております。常勤監査役においては監査計画に従い、取締役会を含む重要な会議に参加し、重要決裁書類等の閲覧、実地調査、各部門が構築した内部統制を独立的評価した監査室からの報告・ヒアリング等を通じて有監査を行い、その監査結果を監査役会で共有しております。また、監査役は定期的に会計監査の方針、監査結果の確認及び報告等について有限責任監査法人トーマツとも連携をとりながら監査を実施しております。監査役会では、監査結果を受けて業務の改善に向けた具体的な助言・勧告について協議を実施し、必要に応じて取締役会又は代表取締役社長に対して意見を伝え、また改善を求めている。監査の実効性確保に努めております。

5. 社外取締役・社外監査役

当社は、経営の意思決定機能を持つ取締役会における監督を強化するため、社外取締役3名を選任しております。当社グループと利害関係のない独立した立場で意思決定への参加及び監督が可能な社外取締役の選任により、取締役会においてより客観的な審議、有効な監督が可能になっております。社外取締役による監督が有効に機能するよう当社では、経営上の重要な情報を適時、適切に提供しております。具体的には、取締役会へ提供される資料の充実に努め、また、監査室の監査結果、監査役会からの意見及び会計監査人の監査結果等を提供しております。さらに、取締役会における議論に積極的に関与するために必要な情報交換・認識共有をすること、並びに、当社の事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等について自由に議論するために、取締役会の下に独立社外取締役で構成する独立社外取締役会を設置しています。

また、当社は、取締役会による意思決定及び監督状況並びに各執行役員の業務執行を当社グループから独立した立場で監査するために当社の監査役は3名とも社外監査役としております。社外監査役による監査の有効性を高めるため、当社では監査意見の形成に資する情報を適時、適切に提供しております。具体的には、常勤監査役が監査役会を通じて監査情報を共有しており、また各部門が構築した内部統制を独立的評価した監査室が監査役会又は常勤監査役を通じて各監査役に情報提供を行っております。更には、四半期ごとに監査役、会計監査人及び監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。その他、必要に応じてアドバイスが受けられるよう弁護士事務所等と顧問契約を結び、リスク管理の向上を図るとともに各監査役の求めに応じて必要な情報は提供する体制を取っており、適切な監査判断が行える環境を整備しております。

当社では、社外取締役による監督及び社外監査役による監査が有効に機能するよう、社外取締役及び社外監査役の選任は、社外取締役を議長とする指名諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定する方針としております。

また、社外取締役及び社外監査役と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係は、第41期有価証券報告書「提出

会社の状況 5 役員の状況」に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別な利害関係は有しておりません。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、一般株主と利益相反の生じない当社から独立した立場での当社の経営に対する監視が重要と考えており、このように経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、取締役3名を社外取締役、監査役3名を社外監査役とし、監督及び監査の環境を整備することで経営への監視機能を強化しております。

6. 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を結び監査をうけております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名は木村 幸彦、中田 信之であります。監査業務に係わる補助者の構成は公認会計士7名、その他(公認会計士試験合格者等)7名であります。なお、定款に基づき当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

1 会計監査人は本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除き、50百万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度とする。

2 会計監査人の行為が1の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の機関、内部統制システムの整備状況及びその運用状況から、監査役設置会社が以下の理由により最も有効であると考え、当社は、監査役設置会社を選択しております。

(1)業務執行役員が業務執行責任において組織運営の効率化、意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営の意思決定及び監督に専念できること。

(2)取締役会の諮問機関として社外取締役を議長とする「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」の設置により、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性と説明責任を強化することが可能であること。

(3)当社の業務及び経営に精通した社内取締役と、専門的知識を有し、当社から独立した立場で経営の監督を行う社外取締役をバランスよく起用することで、経営の透明性の確保、めまぐるしく変化する経営環境の変化や多様性へ対応することが可能であること。

(4)監査役会は社外監査役で構成することにより、当社から独立した立場で、取締役会による意思決定及び監督状況並びに各執行役員の業務執行を監査することが可能であること。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が十分な議案の検討期間を確保できるよう、招集通知の早期発送に努めており、法定期日より1週間以上早く発送するとともに、発送日前に東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページに開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主が権利行使しやすい環境を整えるため、より多くの株主が株主総会に出席できるよう、開催場所は交通の便が良い京都市内のホテルで行い、開催時間は株主総会が集中する午前中をさけることや遠方の株主も出席しやすいように午後開催としており、開催日または開催時間及び開催場所等の設定を行っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(英文)を東京証券取引所のウェブサイト及び当社ホームページに開示しております。
その他	事業報告のスクリーンとナレーションの使用により明快かつスムーズな総会運営に取り組んでおります。 また、当社ホームページにおいて「決議通知」「事業報告」等、株主総会情報を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に関する基本的考え方等についての「IR基本方針」を当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在、個人投資家に向けた定期的説明会は実施しておりませんが、アナリスト・機関投資家に向けた説明会での配布資料等を当社ホームページに速やかに掲載し、情報の公正性を確保するよう努めております。また、電話・メール等による問合せについては、IR・リサーチ課にて対応しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	現在、第2四半期決算短信及び期末決算短信の開示・発表後、アナリスト・機関投資家に向けた定期的説明会を大阪と東京にて開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現在、当社株式に占める外国人保有率は10%未満であり、海外投資家からの問合せもほとんどないのが現状であります。従って、当該説明会の開催は実施しておりませんが、当社ホームページに英文の決算短信、招集通知等株主総会情報、アニュアルレポート及び英文財務諸表等を掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	現在、当社ホームページには、IR情報の専用ページを設けており、IRスケジュール・業績資料(決算短信・有価証券報告書、月次情報、決算説明会資料)・ニュースリリース・株主総会情報(招集通知・Web開示、決議通知、事業報告)などを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当執行役員:リサーチ&コンサルティング部長 内田浩次 担当部署:リサーチ&コンサルティング部IR・リサーチ課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページ上に「コンプライアンス宣言」及び「行動規範」を開示し、ステークホルダーの立場を尊重し実践することを表明しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動については、生ごみリサイクル・コージェネレーション・エコキュートシステム・太陽光パネル設置・屋上緑化他 様々な取組みを環境問題対策課が実施し、当社ホームページにおいてその活動状況を開示しております。また、CSR活動については総務部が中心となって取り組んでおり、事業報告等で株主はじめステークホルダーに報告しております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ステークホルダーの正しい理解と評価・信頼を得るため、当社「適時開示規程」において情報の迅速、正確かつ公平な開示を明記しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会規範、法令及び定款等を遵守し、経営の効率性を確保するとともに、経営の健全性及び透明性を確保し、企業の継続的な成長を果たしていくために、以下の内部統制システムを決議し、運用を行って参ります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、「文書管理規程」及び「電算管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析したうえで、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的または特定部門の内部監査を実施します。各部署長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよう危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営方針及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会の他、月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催される経営会議において経営上の重要案件を徹底的に協議したうえで効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図ります。

当社は、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、統括管理部として大連事業部を設置し、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的または臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、不正行為並びに重要な法令及び定款違反行為を認知した場合の他、取締役会の付議事項、経営会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告及びその他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

(8) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を行動規範に明記するとともに、全役職員への周知徹底に努めております。

具体策としては、総務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前チェックでは判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないよう努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

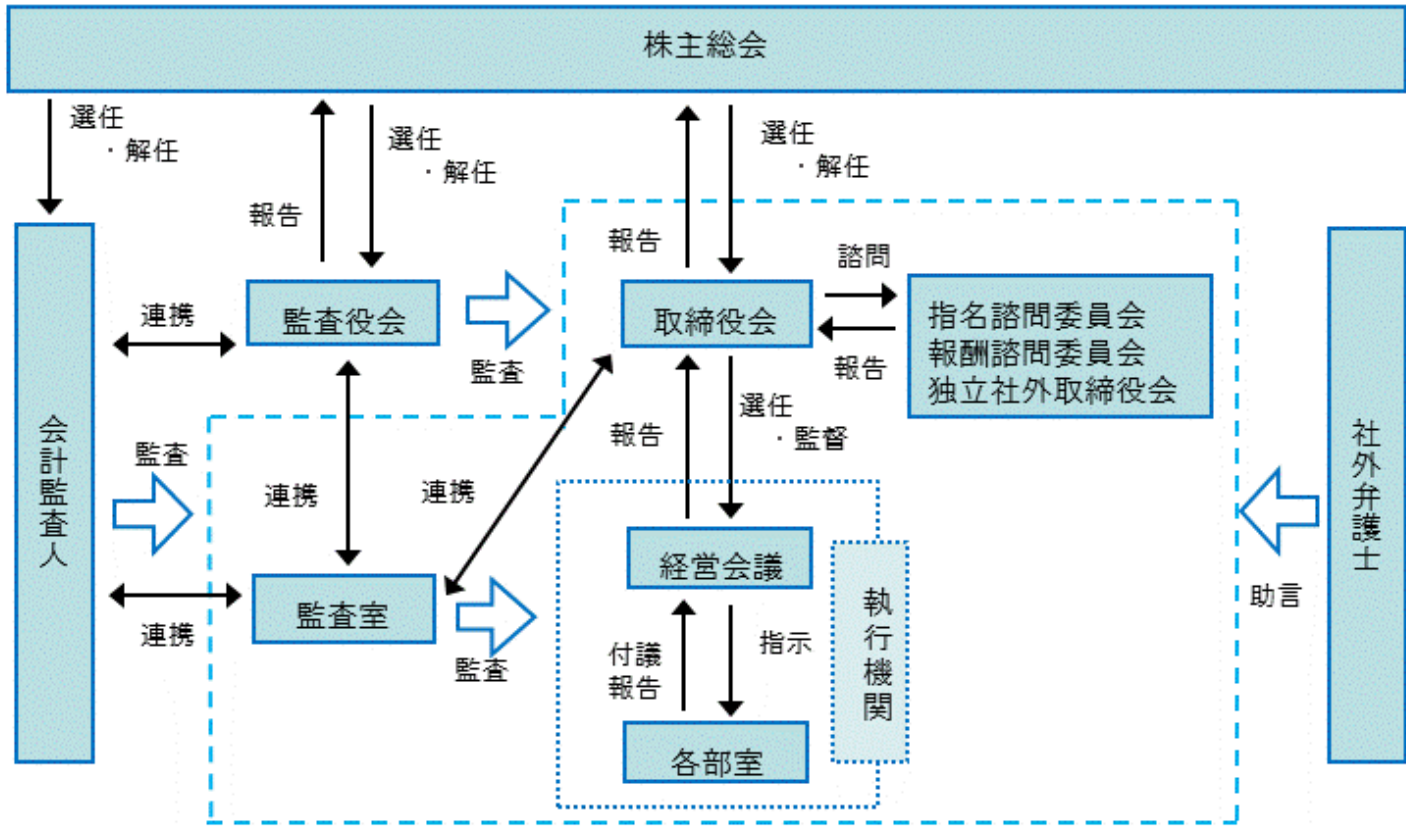
該当項目に関する補足説明

第33回(平成19年6月)定時株主総会 第6号議案「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)継続についての承認の件」にて、株主の皆様のご承認を頂き継続しております本買収防衛策の有効期間は、平成20年6月27日開催予定の当社第34回 定時株主総会の時までであり、その継続の可否につき平成20年5月15日開催 当社 取締役会において継続しないことを決議いたしました。
 本買収防衛策非継続に関するお知らせにつきましては、平成20年5月15日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為(買収防衛策)非継続に関するお知らせ」(当社ホームページ<http://www.ohsho.co.jp>に掲載)にて適時開示いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要
 当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけ、株主及びステークホルダーに対して一層の経営の透明性を高めることを基本方針として、適時開示体制の整備に取り組んでおります。
 具体的には、適時開示の担当部署をR&C部IR・リサーチ課、情報取扱責任者を執行役員R&C部長とし、有価証券の投資判断に重要な影響を与える当社グループの業務、運営又は業績等に関する重要な情報を、迅速、正確かつ公平に開示することにより、当社株式等の公正な価格形成及び円滑な流通の確保並びにインサイダー取引の未然防止を図り、投資家からの信頼を得ることを目的とした「適時開示規程」を整備しております。
 同規程では、担当部署、情報の集約・分析・判断・開示等の手続及び適時体制の維持のための監査等について規定されており、それらは関係者に周知を行っております。
 同規程に基づいて決算短信、四半期決算短信、自己株式の取得など、取引所規則に開示が規定されている事項の他、月次売上高等の投資判断に有用な情報やPR情報などについても積極的に開示するよう努めております。
 同規程に基づく実際の情報開示手続については、決算短信・四半期決算短信の開示については、経理部で開示資料を作成し、情報取扱責任者であるR&C部長が査閲、取締役会の承認を経て開示を行います。
 また、自己株式の取得などの決定事実の開示については、取締役会での承認事項等の重要事項を情報取扱責任者において把握し、その後IR・リサーチ課で開示資料を作成し、情報取扱責任者であるR&C部長が査閲、取締役会の承認を経て開示を行っております。
 その他発生事実などの開示については、情報取得者から報告を受けた部室長より直接もしくはIR・リサーチ課を経て情報取扱責任者であるR&C部長に逐次報告されます。その後情報開示の要否を検討し、必要に応じてIR・リサーチ課が関係部室長と協議して開示資料を作成し、代表取締役社長又はR&C部長の承認を経て開示されます。
 なお、上記の適時開示手続の遵守状況については、規程に基づいて運用されているかを監査室が監査し、その内容について代表取締役社長及び監査役にも報告が行われております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

